

(成果報告書)

第9条 乙は、業務を完了したときは、遅滞なく業務の成果報告書を甲に提出しなければならない。

(検査)

第10条 甲は、前条の結果報告があったときは、その日から起算して10日以内に、業務の結果について検査を行うものとする。

(委託料の支払)

第11条 乙は、前条の検査に合格したときは、速やかに第3条の規定による委託料の請求書を、甲に提出するものとする。

2 甲は、前条の請求書が適正であると認めたときは、請求書を受領した日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(契約保証金)

第12条 契約保証金は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。

(損害の負担)

第13条 業務の実施に関し生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(権利の譲渡等の制限)

第14条 乙は、この契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

(再委託の制限)

第15条 乙は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第16条 甲及び乙は、業務に関して知ることのできた情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(利用及び提供の制限)

第17条 乙は、甲の指示がある場合を除き、業務に関して知ることができた情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(個人情報の保護)

第18条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第19条 乙は、この契約によるネットワーク、情報システム及び情報資産に関する業務を実施するに当たっては、別紙2「情報セキュリティ関連業務特記事項」を守らなければならない。

(法令の遵守)

第 20 条 甲乙は、この契約の履行に関して、労働安全衛生法その他関係法令を遵守するものとする。なお、乙は関係監督機関から処分又は指導等を受けた場合は、速やかに書面により甲に報告しなければならない。

(事故発生の報告)

第 21 条 乙は、機器の破損、紛失等の事故が発生したときは、当該情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面により速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(契約の解除と損害賠償)

第 22 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰する理由により、この契約に違反したとき。
 - (2) 故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
 - (3) この契約を履行することができないと認められるとき。
 - (4) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (6) その役員が自己、自団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
 - (7) その役員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (8) その役員が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。
 - (9) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (10) 乙が、第 4 号から第 8 号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその賠償を請求することができないものとする。
- 3 乙は、前項の場合又は本契約の履行に関して、乙の責めに帰すべき事由により甲に損

害が発生した場合、当該損害の一切を甲に賠償するものとする。

(費用負担)

第 23 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第 24 条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、
甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

新潟市中央区新光町 4 番地 1

甲 新潟県

新潟県知事 花角 英世

乙

別紙 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、その処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙が自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者の監督)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(実地調査)

第 10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、甲乙協議の上、実地に調査することができる。

(指示等)

第 11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第 12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別紙2

情報セキュリティ関連業務特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、受託事業者が守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

(情報資産の取扱い)

第2 乙は、情報資産（複製されたものを含む。以下同じ。）を他へ持ち出す場合には、甲の許可を受けなければならない。

第3 乙は、重要な情報を記録した媒体を廃棄する場合、情報を復元できないよう消去を行った上、甲の許可を受けなければならない。

(機器等の取扱い)

第4 乙は、使用する機器、記録媒体等を第三者に使用されること又は情報を閲覧されることのないようにしなければならない。

(従事者への啓発)

第5 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策について啓発しなければならない。

(異常時の報告)

第6 乙は、情報資産に対する侵害又は侵害の恐れのある場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

第7 乙は、ネットワーク又は情報システムの誤作動等の異常を発見した場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を行うための情報資産の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(ソフトウェアの無許可導入・更新・削除の禁止)

第9 情報システムで使用する端末等におけるソフトウェアの導入、更新又は削除は、甲の許可がなければ行ってはならない。

(機器構成の無許可変更の禁止)

第10 情報システムを構成する機器の増設又は交換は、甲の指示がある場合を除いて行ってはならない。

(ネットワークへの無許可接続の禁止)

第11 乙は、ネットワークへの機器の接続又はネットワークに接続している端末等の他ネットワークへの接続は、甲の指示がある場合を除いて行ってはならない。

(コンピュータウィルス対策)

第12 乙は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 外部からファイルを取り入れる場合及び外部へファイルを提出する場合は、ウイル

スチェックを行うこと。

(2) 甲が提供するウイルス情報を常に確認すること。

(法令遵守)

第 13 乙は、業務の遂行において使用する情報資産について、次の法令等を遵守し、これに従わなければならない。

(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）

(2) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）

(3) 新潟県個人情報保護条例（平成 17 年新潟県条例第 2 号）

(実地調査)

第 14 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり実施している情報セキュリティ対策の実施状況について、甲乙協議の上、実地に調査することができる。

令和8年度新潟県ストレスチェック実施業務委託料単価

項目	単価（円） ※消費税抜き
1. ストレスチェック（ICT）実施 （メールによる開始連絡、所属長への受検状況通知、未受検者への受検勧奨、高ストレス者の抽出、面接指導勧奨、集団分析表の作成を含む。）	
2. ストレスチェック（書面）実施 （調査票及び個人結果票の作成・発送・回収、高ストレス者の抽出、面接指導勧奨、集団分析表の作成を含む。）	
3. ストレスチェックに係る医師による面接指導	
4. 職場環境改善に係る研修会	